

名古屋市消防表彰条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第83号

名古屋市消防表彰条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市消防表彰条例施行細則（昭和23年名古屋市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第 8条を第 9条とする。

第 7条第 2項中「総務部長」を「次長」に改め、同条を第 8条とし、第 6条を第 7条とする。

第 5条中「以て」を「もって」に改め、同条第 3項中「部長」を「の次長、部長」に、「及び救急課長」を「、救急課長、本部機動部隊長及び消防航空隊長」に改め、同条を第 6条とし、第 4条を第 5条とする。

第 3条第 2号中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第 3号中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第 4条とし、第 2条を第 3条とする。

第 1条中「名古屋市消防表彰条例（以下「条例」という。）」を「条例」に、「基いて」を「基づいて」に、「速かに」を「速やかに」に改め、同条を第 2条とし、第 1条として次の 1条を加える。

第 1条 この規則は、名古屋市消防表彰条例（昭和23年名古屋市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。
第 1号様式及び第 2号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 8年 4月 1日から施行する。